

吹田市デジタル政策室所管業務の外部委託に関する

情報提供依頼

第1 情報提供依頼概要

1 背景・目的

吹田市（以下「本市」という。）では、政策・施策をより良くしていくための強力なツールとしてデジタル技術を活用するという観点から「吹田市デジタル政策1.0（2024年（令和6年）」を策定し、同政策の「ビジョン03 サステナブルな行政」において、人材と財産の無駄のない活用を掲げています。

また、限りある人材の有効活用と柔軟に対応できる体制の構築のため、従来から取り組みを進めている本市「業務プロセス改善に関する基本的な考え方（2019年（平成31年）制定）」に沿って、デジタル化を推進するデジタル政策室（以下「当室」という。）においても、所管業務の外部委託による業務再構築（BPR）を検討しています。

当室では現在、令和8年10月までを契約期間とし、一部業務を外部委託していますが、さらなる委託範囲の拡大や整理に向けて、業務委託のノウハウを有する事業者から、業務の効率的な委託化実現に向けて、情報提供を受けたいと考えています。

2 本情報提供依頼実施後のスケジュール（予定）

本RFI実施後のスケジュールについては下記のとおりです。ただし、事業の実施の有無及び規模については、予算等の制約を受けるため、下記スケジュールでの実施を保障するものではありません。

令和7年6月～7月	情報提供依頼を実施
7月～8月	内容についてのヒアリングを実施
令和8年1月～4月	委託内容に関する仕様書の検討
4月～6月	業務委託事業者決定及び契約
6月～10月	業務開始に向けた準備
11月～	業務委託開始※（令和10年10月までを予定）

第2 情報提供依頼内容

1 前提条件

情報提供を依頼するにあたり、前提条件は下記のとおりです。

（1）従事者の人数

最低1名を下記に示す場所・時間に常駐させること

- (2) 従事者の勤務場所
吹田市市役所本庁内（大阪府吹田市泉町1丁目3番40号）
- (3) 従事者の基本的な従事時間
月曜日～金曜日の9:00～17:30
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。上記は基本的な対応時間であり、後述の業務内容によっては土日祝日も含めた時間外の対応を求める可能性があることを御留意ください。
- (4) 従事者が使用するパソコン及びプリンタ
本市が用意したものを使用
- (5) 従事者が使用する什器類
本市が用意したものを利用可能。受託者の申し入れによって、本市と協議の上、受託者が準備することも可能とします。
- (6) 本市の職員数
令和6年4月1日現在3,283人（正規職員2,896人 会計年度任用職員387人）
- (7) 本市のネットワークモデル
 α モデル（ただし、今後 α' モデルや β モデルへの移行も検討中）

2 情報提供依頼事項

- (1) 情報提供意向表明について（様式1）
本情報提供依頼に参加いただける方は、「様式1 参加表明書」を提出してください。合わせて、貴社の会社規模、事業内容等がわかる紹介資料（様式指定なし）を添付してください。
- (2) 業務一覧について（様式2）
現在、当室が担っている業務のうち、業務の外部委託を検討している業務を一覧として「様式2 業務一覧」に列挙しています。それぞれの業務について、受託可能性等の回答をお願いいたします。回答方法については様式2内の「回答方法」をご確認ください。
- (3) 概算見積について（様式3）
上記「(2) 業務一覧について」の回答のうち、「受託可能」業務を貴社が受託した場合の見積もり金額について「様式3 概算見積書」に記載してください。
- (4) その他の提案事項について
今回の情報提供依頼の範囲は、前述(2)の業務一覧を想定していますが、貴社のノウハウや実績及びソリューションを生かした業務の外部委託に関する更なる提案や情報提供も受け付けます。様式等の指定はありません。

3 質問事項

本情報提供依頼に回答するに際し、質問事項があれば「様式4 質問書」に必要事項を記載の上、提出してください。回答は質問者の情報を伏せた上で、前述2(1)情報提供意向表明を提出いただいた、全ての方に質問内容と合わせて送付させていただきます。

4 提出期限とスケジュール

内容	提出期限
参加表明書(様式1)及び 貴社紹介資料(様式指定なし)の提出	令和7年6月20日17時まで
質問書(様式4)の提出	6月20日17時まで
業務一覧(様式2)、概算見積(様式3)及び その他提案事項(様式指定なし)の提出	7月4日17時まで

※質問書に対する回答は令和7年6月24日に、参加表明書をご提出いただいた全ての方に送付予定です。

5 提出方法

後述の提出先に電子メールにて提出してください。

6 補足・留意事項

- (1) 御提供いただいた資料については、本目的以外では使用しません。
- (2) 情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (3) 本情報提供依頼は、所管業務の外部委託に係る情報収集を目的としており、調達の公示、契約の申込その他の意図を有するものではありません。また、外部委託事業の実施を保障するものでもありません。
- (4) 御提供いただいた情報・資料につきましては、必要に応じて本市役所内で複製・配布その他の方法で利用することがあります。また、当室においてコンサルティング業務を委託している有限責任監査法人トーマツにも御提供いただいた資料を共有し、回答の分析等や今後の調達方針策定の支援を依頼しますので、御了承願います。なお、本市と有限責任監査法人トーマツは機密保持契約を締結しており、提供された情報の機密性は保持されます。
- (5) 御提出いただいた情報・資料については、返却はいたしません。
- (6) 御提供いただいた情報・資料に関して、第1の2に記載のとおり、後日ヒアリングを実施させていただく場合がございます。

7 提出及び問い合わせ先

吹田市行政経営部 デジタル政策室

情報化推進担当

<電話> 06-6384-1443

<メールアドレス> den_joka@city.suita.osaka.jp